

総務警察委員会記録

開催日時 平成28年2月22日(月) 13:03～17:09

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

粒谷 友示 委員長
山村 幸穂 副委員長
亀田 忠彦 委員
松本 宗弘 委員
川田 裕 委員
西川 均 委員
中野 雅史 委員
田尻 匠 委員

欠席委員 1名

山本 進章 委員

出席理事者

野村 総務部長
長岡 危機管理監
一松 地域振興部長
辻本 南部東部振興監
福井 観光局長
羽室 警察本部長
高井 警務部長
藤本 生活安全部長
萬谷 刑事部長
大森 交通部長
福田 警備部長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

〈質疑応答〉

○粒谷委員長 ただいまの説明、報告またはその他の事項も含めて、質疑があればご発言願います。

○西川委員 それでは、その他の件で質問します。奈良県警と奈良県広域消防組合の所管である消防救急課にお尋ねします。

先月の1月23日未明に、御所市内にある産業廃棄物処分場で火災が発生しました。火災は数日間燃え続け、その煙は御所市内から葛城市方面に流れ、山麓線沿いに大量の黒い煙が帯状に長時間滞留していました。このことはテレビや新聞でも大きく取り上げられた事案で、消防、警察においては、この火災を鎮火処理するためご尽力いただいたところですが、この産業廃棄物処分場はおおよそ1年前の平成26年12月にも火災が発生させています。同じ産業廃棄物処分場で2年続けての火災です。周辺住民の怒り、不安は甚大なものであり、この憤慨をどこに持っていけばよいのかという声を私のほうに多く寄せていただきました。火災が発生する以前からにおいや景観に対する苦情、汚水や泥落を懸念する声を多く聞いています。このような状況下での産業廃棄物処分場の火災であることを重く受けとめなければならないと考えています。周辺住民の率直な意見として、廃棄物が燃え、堆積物が減ったことにより、結果として業者がもうかることになるのではないかとまですべて言っています。

産業廃棄物処分場の許可権者は知事であり、監督処分庁も奈良県であることから、明日の文教くらし委員会でもほかの委員から質問があると思いますが、1年前の火災時に奈良県は一定の行政指導をされたはずだと思っています。にもかかわらず、今回、2年続けての火災となり、業者だけではなく監督処分庁である奈良県の対応が不十分であったのではと思われても仕方ないとする事案であります。奈良県警としては、このような状況を重く受けとめ、今回の火災について徹底した原因究明をすべきと考えていますが、お答えをいただきたいと思います。

また、直接的には奈良県広域消防組合の所管ですが、消防救急課として今回の火災をどのように捉えているのかお答えをいただきたいと思います。そして、附則ですが、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の中に、はっきりと「火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと」という条文があるわけですが、これらのことについて遵守されているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

私が、あえて総務警察委員会で質問するのは、山下和弥葛城市長から、奈良県に御所

市、丸山土木最終処分場の火災事件について意見書が出ていますので、質問させていただきます。

○萬谷刑事部長 西川委員がお尋ねの事案については、本年1月23日に御所市内の産業廃棄物最終処分場で発生した火災事案であると承知しています。本事案は、事案認知後、直ちに管轄警察署の警察官が現場臨場し、関係者からの事情聴取や現場確認を実施しているところですが、出火原因の特定には至っていません。

○辻消防救急課長 平成28年1月23日に、今、西川委員のお述べのように、御所市の産業廃棄物処分場で発生した火災については、奈良県広域消防組合の管轄である御所消防署だけでなく、消防本部の指揮支援隊を初め、橿原、高田、葛城、香芝の各消防署から出動隊が車両にして延べ100台が出動し、人員についても308名による消火活動がなされたところです。広域化のメリットを活かして迅速な初動体制がとられ、消火が完了したところです。今後は消防救急課としても、廃棄物処理法に基づく業者指導にあたる廃棄物対策課と連携を密にし、情報を共有して、産業廃棄物処分場での火災が二度と起こらないよう奈良県広域消防組合に情報提供等をしてまいりたいと思います。

消火器等の設置がどうかということですが、平成27年の、前回の火災にも改善計画を提出させて、それを履行させた環境部局から聞いていますので、その内容を確認したいと考えています。

○西川委員 今、辻消防救急課長から述べていただきましたので、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の第1条第2項「法第8条の3第1項の規定による一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする」と第3号の「火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに」という文面が出ていますので、これについては景観・環境局の管轄ですので、縦割りの行政ではなく、横できちんとスクラムを組んで対処していただきたい。今お答えいただいたように、二度とこのような火災が起こらないということで、よろしくお願ひしたいと思ひますし、先ほど萬谷刑事部長から述べていただきましたが、原因究明をきちんとしていただくことに対して、もう一度努力をお願ひを申し上げて、私の質問を終わります。

○粒谷委員長 答弁はよろしいですね。

○西川委員 はい。

○川田委員 先ほどは丁寧なご説明ありがとうございました。

まず、第2次奈良県エネルギービジョンについて、1点、聞きたいのですが、引き続き、

エネルギー節電計画を組んでいくということで。今、乾いた雑巾を絞るところまで来ていると、国の資料でも示されています。そういった中、特に求められるのが効率化ということで、今後計画を組んでいくということですが、この計画の中にどのような効率化を組んでいかれるのか。まずそのご所見を聞かせたいと思います。

○平田エネルギー政策課長 今、ご質問がありましたエネルギーの効率化といいますが、いわゆる需要面での省エネ等についてのご意見も含めてかと思いますが、現行の奈良県エネルギービジョンについても同じですが、次期の第2次奈良県エネルギービジョンについても、エネルギーの供給面だけではなく需要面についても取り組みを進めるということで、基本方針の中にも奈良の省エネ・節電スタイルの推進ということで、一つの柱と位置づけています。その中でも特にエネルギーの需要については、家庭生活はもとより経済産業活動においても、あらゆる社会活動において必要なものですし、それらの活動基盤であることから、単なる節電だけではなくて省エネのより効果的な取り組みを進めるということで、例えば企業等についても省エネを進めるための設備投資やそういうものを進めるところには奈良県からも財政的な支援を行う補助制度も設けていますし、そういうことも含めながら、省エネ、奈良県全体で企業や家庭を含めて進めていきたいと計画の中にも入れています。

○川田委員 ありがとうございます。進めていただけるのを期待しているのですが、素朴な疑問として、今まで節電や省エネというのをうたわれてきているわけですが、市町村単位でもそうですが、年間、電気、クーラーを何時から何時まで消してなど。あれぐらいでは、正直言って節電にはならないですね。抜本的に取り組むというのはやはり効率化ぐらいしかないだろう。それと技術革新ですね。でも、県庁で技術革新に大いに取り組むというのは無理なところもあると思いますので。だから、まず現地調査といいますが、こういった企業がどれぐらいの熱源を持って無駄にしているのか、こういった調査を始めるところで熱源マップを作成していくなどしてですね、その中で、先ほど平田エネルギー政策課長がおっしゃったような補助によって、そういった熱を電気に変えると。今は売電できるようになりましたから、自社で使う必要はなく、売ればいいので、そのあたりの効率化が今後、国でも進めていこうというようになっていますので、そのあたりを計画の中に、今後検討もされていく分野だと思うのですが、そのあたりは、そういった視野も当然入っているという解釈でよろしいのですか。

○平田エネルギー政策課長 省エネについては、効果というのはなかなかはかりにくいと

ころもあるのですが、例えば国でも今、省エネ診断ということで、国の機関が希望する事業所等に対して無料で省エネ診断を行うこともやっています。奈良県も補助金を取るにあたってはそういう省エネ診断をまず受けてもらって、どのようにしたら効率的にエネルギーを使えるかというようなことを受けてもらった上で補助を出すという仕組みにもしていますので、そういうものも含めながら、実際にエネルギーの有効な使い方の検討も進めていきたいと考えています。

○川田委員 ありがとうございます。第2次奈良県エネルギービジョンについてはこれで終わります。

次、奈良県教育振興大綱（素案）。これはポイントだけなのですが、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌して策定されるということですが、どのようなところを参酌されたのかをまずお聞きします。

○福井教育振興課長 奈良県教育振興大綱（素案）の策定にあたり教育振興計画を参酌するというところですが、まず、基本的に、学校教育、就学前、生涯教育といった観点について教育の中とうたっていますので、そういう観点から大綱にも盛り込んでいます。

○川田委員 具体的にはどういったところを参酌されたのですか。

○福井教育振興課長 全般的にということで、個々の文字で入れているということではございませんが。

○粒谷委員長 もう一度お答えいただけますか。

○福井教育振興課長 まず、奈良県教育振興大綱（素案）の策定にあたりましては、どういうものをつくるかというところで、学校教育だけではなく、生まれてから亡くなるまでの幅広い教育を大綱に盛り込むというところで、基本計画の中にもうたっている項目について、幅広く盛り込んだというところでは。

○川田委員 基本的な方針なので、それを言ってしまったら、生まれてから墓場までということによって全部入ってくると思うのですが。

それはいいとして、次に、これは奈良県教育サミットを開催して、知事、市町村長、県、市町村の教育長が一堂に会して意見交換を行うということになっていますよね。これは教育の大綱ですので、こういう一部の方たちが集まって決めていくものなのですか。考え方もいろいろ皆違うではないですか、首長といっても全然考え方が違う方もたくさんいらっしゃいますよね。ただ、こういった基本的な事項を首長が決めるというのが法の趣旨ですよ。だけれど、この方たちが集まって、そこで意見を交換し合って、意見を聞くのであ

れば一般の方たちから意見を聞いたりするのが本来の形だと思うのです。非常に怖いのが、教育というのは、憲法にも教育の自由ということをやうたわれていて、一部の者が介入してその決定権を持って決めていくということではないと思います、この法律の趣旨は。だから、この一文が書かれていることで、首長も考え方が違う方もいるし、専門的でもない方も多と思いますから、この方たちが好きなことを言って、それが意見にまとめられたのだというのであれば、私も保護者ですけど、心配になってきますよね。教育の方向というのは自由がまず基本というのは憲法に定められているわけであって、法体系からいえば、それを法によってゆがめることはできませんので、そのあたりはどのように、文字一つとっていつているだけなので、そういう解釈でないのであれば解釈でないという説明いただければいいのですが、それはどうなのですか。

○福井教育振興課長 奈良県教育振興大綱（素案）については、基本的には、知事が策定すると。その際には教育委員会と合同で設けた総合教育会議にも諮りながらということになっています。ただ、今回の奈良県教育振興大綱（素案）づくりにあたりましては、当然、奈良県と教育委員会が連携しながら、ある程度たたき台をつくり、また外部の有識者の意見もいただきながらつくってきたという経緯もございます。そういう中で、奈良県の教育であったとしても、例えば小学校、中学校であれば市町村が実施主体ということもございまして、そういう関係で、例えば市町村長、市町村の教育長の意見もいただきながらつくっていったということです。総括的にはそういう形で作らせていただきました。

○川田委員 法律的な事項の大綱をつくっていくわけでしょう。だからその中身まで、首長が言うことではないと思いますよ。これは過去にも議論したことがあるし、学会等での議論にも私も出て発言、審議もさせていただいたことがあるのですが、根本的に大綱であるということを忘れてはいけません。首長が策定するというのは、法律では義務づけではなく、努めなければならないです。だから、そのあたりは解釈を間違っていたら、教育は非常に重い項目であると思っていますので、その点をしっかりと議論をし、オープンに、議事録も出していただく。こういう教育の大綱を決めるというのは非常に重要なことで、やはりホームページにはその議事録、一字一句そのまま出していただく。どういう体系でされているのか、またその委員はどういう形で選ばれたのか、首長が任命する、教育長が任命するという形だと思いますが、その手続論を全て明らかにしていただいた上で、誰が見ても公正、公平な上でなっているのだというところの証明をする義務もあると思うのですよ。

統計やアンケート調査の現状分析で課題も浮き彫りになったとありますが、これは常々、教育委員会だけではなくていろいろなところでも聞いているのですが、エビデンスとよく言葉を使われますけれど、統計のデータを出してください、どういう分析の方法をされたのですかと聞いているけれども、実際に違うのですよ。これが多いから、少ないからと、統計分析が、本当になってないことが多いのです。これも、統計やアンケート調査、アンケート調査などは分析の命みたいなものですから、どういう分析手法でされたのか、それも明らかにしていただきたい。ああ、これが多いからこれでいいのだと、そんなことはあり得ないので。そのあたりを今後明示いただきたいのですが、いかがですか。

○福井教育振興課長 今回、素案という形で提供させていただきました。今、川田委員からいただいたような意見、また今後行いますパブリックコメント等を通じて、そういうものについても対応していきたいと考えています。

○川田委員 きょうは通告もしていないのでいいですが、また次回、聞くときがあると思いますので、そのときは手法やどういう分析をしたのかをお答えできるようにお願いしておきます。

それと、インクルーシブ教育の充実ということも大綱の中に入っているのですが、障害者の教育に対してのことですけれども、先ほど福井教育振興課長から答弁もありましたが、小・中学校は、市町村の義務になっていますよね。こういったところまで奈良県の大綱で定めて、県の事務関係であればいいのですが、このあたりはどういう意味にとればいいのですか。地域の小・中学校において特別支援教育に関する専門性の向上を図る必要があるという指摘も出ていますけれど、これは積極的に人員を送られて、対策に取り組んでいけるのか、それとも何か補助金を出して何かをされていくという解釈なのか、どういう形なのか。

○福井教育振興課長 現時点の奈良県教育振興大綱（素案）については、まだはっきりと主な取り組みについて明示もしていませんし、またKPIもまだ書いていませんが、奈良県がこれからやっていく中で、小学校だから、中学校だから市町村ですよということではいけないのかなという中で、奈良県も、例えばその公立学校の教員に対する指導と研修というものは教育委員会でおこなっています。そういったことも含めて、奈良県として、市町村として、どういうことがやっていけるのかという役割分担も含めて、今後検討していく必要があるかと思っています。

○川田委員 具体的にはまだ決まっていないということで、今後いろいろやられていける

中で、ここにいらっしゃる委員も県民代表で出てこられてご意見を言われているので、そのあたりは重くっていただければと思うのですが、あまり議員が教育の中身まで口を挟むというのはよろしくないとは私は思っているのですが、施策のことを聞いていきたいのですが。

それで、もう1点、キャリア教育を推進と入っていますね。大学に進学された方でも約3分の1ないし2分の1ぐらいは約3年以内で就職をしても離職をされるという統計が出ています。ずっとさかのぼった調査も東京のほうではやられていたのですが、大体、キャリア教育をしっかり受けていた経緯をたどってきた。それが完全な因果関係があるのかどうかははっきりしないのですが、経過からいけば、そういったところが結果として離職をしないという側で出ていたという統計も出ていましてね。そういったことから、私も学校評議員を10年ぐらいやっているのですが、小・中学校からキャリア教育を重要視してやってきましたのですが、このあたりも先ほどの福井教育振興課長の答弁と同じように、小・中・高というのではなくて、全体的な枠として考えて取り組んでいくというような考え、解釈でよろしいのですか。政策内容は今後、考えられると思うのですが。

○福井教育振興課長 奈良県の課題として、特に就業する場所がないということから、多くの方が大阪や京都に行っておられます。そういう中で、奈良県のこれからの就業をふやしていく中で、キャリア教育が重要であろうという観点もございます。そういった点で、先ほど川田委員がお述べになりましたように、勤めてから2年、3年でやめていく方がいらっしゃいます。そういう方の再教育はどうするのだということもございます。そういった点も含めて、これから検討していきたいと思っているところです。

○川田委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

この件に関しては最後1点、資料9-2、奈良県教育振興大綱（素案）33ページに書いてあるのですが、奈良とユーラシアに関する研究活動の推進が、主な取り組み内容に入っているのです。県立大学における教育内容の充実ということで、対話型少人数の教育、リベラルアーツ教育、フィールドワークを通じた実践型教育、いろいろ総論的なものとして、当然大綱ですから、こういった形が政策的な書き方になると思うのですが、奈良とユーラシアに関する研究活動の推進は施策ではないですか。なぜ大綱にこういう施策が載っているのですか。外国の交流はわかりますけれど、県立大学の国際交流とわかるのですが、なぜ具体的な施策の内容が大綱に書かれているのか。読んでいてわからなかったのですが、そのあたりはいかがですか。

○福井教育振興課長 奈良県は、決して大学は多くないと思っています。そういう中で、

いろいろな大学教育、高等教育、場合によっては学び直しの教育というものが必要であると思っています。今年度、法人化した奈良県立大学については、もともと商学部系の大学ですが、最近では観光や地域創造といった観点から、奈良県の地方公共団体のアシストができるような役割も担っていますし、またこれからの文化観光といった面での研究拠点にもなると思っています。そういう中で、県立大学が今後、役割を果たしていく分野として、例えば一つの例として、ユーラシアの研究を中心にして、研究成果を奈良県や県民に返すような講演会やセミナー等を開催できればということで、主な取り組み等に含めておこなっていきたいと考えているところです。

○川田委員 いや、施策としてやられることをだめだと言っているのではなくて、これは大綱ですから、教育というのは全てにおいて平等的に考えるというのが必要ではないですか。ほかの大学もいろいろな研究をやっておられるのですよね。なぜこれだけ特化して出てくるのか。もう少し漠然的に、どこでも取り組めるような内容、進めたい方向性を書いていくのはいいけれども、施策名がここに上がってきているのは、大綱としておかしいのではないですか。教育で、こういったことを勉強したくない人もいないではないですか。僕は文化は嫌いだ、国際は好きだ、僕は会話や数学が好きなのだという方もいろいろいらっしゃるし、国際交流等の中にどうしてユーラシアというような地域も限定されたものが入ってくるのか。教育は自由ですからね。感覚的に理解できないのですよ。このあたりも解釈の仕方、読み方によってもまた変わると思うのですが、こういったものも重要にしていききたいという程度の解釈でいいのか、いやいや、これは絶対に、奈良県としてはこれを中心にしていくのだという読み方をするのか、その読み方によっても変わるのですが、ほかにも研究機関たくさんやっていたらいいところもあるし、応援するのであればほかの国際的なものに取り組んでおられる研究の応援もしてあげたらいいのではないですか。だけれど、1つのものに特化するというのは、人は自由があるのだから、そこは余り教育的な大綱にこういった文言を書いていくというのはよろしくないのではないかと。これは私の意見として申し上げておきますので、解釈的には特に、施策をやられるのは構わないけれども、予算を組んでやられているので。ただ、それを強制的になってもらっては困るということの解釈でよろしいですね。

○一松地域振興部長 今までの流れも踏まえまして、補足的に説明させていただければと思います。

国で教育振興計画というのができておりまして、奈良県、地方自治体において、それを

参酌してつくることに努めなさいと、努力義務になっていたのですが、奈良県においては現段階では教育振興計画というものがないということになっています。その後、法律改正が行われて、国がつくった教育振興計画を参酌して、今度は知事部局で大綱をつくりなさいと、義務になりました。そういった経緯を踏まえて、今回策定させていただくものです。したがって、その趣旨を鑑みるに、やはり教育の課題、大綱という趣旨が一番大事ですが、県政も知事部局で作成しますので、県政の諸課題とも密接に結びつけながら教育の議論もしっかりと書き込むことが重要ではないかと思っています。

また、この大綱だけではなく、資料9-2、奈良県教育振興大綱（素案）2ページにも書いているように、同時に、奈良県で策定していない教育振興計画も兼ねる形となりますので、そういう意味で、若干、大綱という言葉がイメージするより、施策というか、主な取り組みも含めて書き込んだ形になっています。

また、その諸課題というときに、やはり奈良県の教育権限だけではなくて、県域ということで捉えて小・中学校を含めて教育課題は上げているのですが、大学については、他の都道府県を見ても、県の権限として及ばないところもあるということなので、県立大学に特化して、ここでユーラシアの取り組みを県立大学の取り組みとして書いているもので、それを奈良県全体の教育方針として推奨しようとか、ほかの大学においてもということを考えているわけではございません。

全体として少し細か目の大綱となっているのは、教育振興計画を兼ねているということと、もう一つは県政の諸課題とも密接に関係すると、連携しながらということ、したがって、先ほど川田委員からご質問のあった奈良モデルですけれども、そういう手続として、やはり諸課題を共有するという手続も加えさせていただいたということですが、あくまで基本は教育の大綱であるということですので、そこは忘れずに策定に取り組ませていただければと思っています。

○川田委員 非常にわかりやすい説明ありがとうございました。県立大学に対する計画であるということで、それであれば一松地域振興部長の説明のとおりなので、わかりました。ただ、教育ですから、全体的に大綱と題名は書かれていますので、そのあたりは公正、公平に、偏ることがないようにお願いしておきます。この件はこれで終わります。

それと、（仮称）奈良県国際芸術家村について、1点だけ。今いただいています資料8からいけば、平成27年12月16日水曜日、10時から15時、都道府県会館4階で、委員たちが集まって会議をして決められたと書いてあるわけです。12月16日は1カ月

ちょっとぐらい前ですかね。このときに天理市に、ああいった形で計画を立てられていくことが決定されたのかどうか、まずそれをお聞かせください。

○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 建設候補地については、第1回奈良県国際芸術家村構想等検討委員会から4つほど委員にご提示させていただきまして、平成27年12月の第2回奈良県国際芸術家村構想等検討委員会で奈良県が提案して天理市杣之内に決めさせていただいたという経緯です。

○川田委員 これは、候補地が幾つかあって、委員で討議いただいたのか、もう天理市ですよということで、12月の第2回奈良県国際芸術家村構想等検討委員会のときに天理市でやるということで、委員会に提案されたのですか。それはどちらなのですか。

○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） 今、川田委員がお持ちの資料8の2ページ目の資料が事務局から委員にご提示させていただいた資料でして、候補地は左下の理由から天理市杣之内でいかがでしょうかという質問の仕方をしています。

○川田委員 そうしたら、奈良県から天理市でいかがですかと提案をされた。委員たちがそれで承認されて決定して、それで今の公開につながっていると。

それで1点。この委員会は附属機関ですよ。附属機関ということで出てきているのですが、わからないのが、もっと早い段階から天理市でやるということが決まっていると公の場でも言われているということ、私の会派の中からも聞いているのですよ。おかしいではないですか。附属機関というのは、行政も多岐にわたって専門性が高くなってきたから、その部分的なものの審議をお願いして答申をいただくというのが附属機関。合議制ですよ。独任制ではないですよ。その中で決定していくと。どうして最初から決定されているわけですか。ほかの附属委員会もたくさんあるので、悪くしてしまえば、全てそういう形でやられているのかと思ってしまいますよね。12月16日に発表されるもつと以前に、どうして天理市でもうやるのだと。天理市職員も、もうそのこともおっしゃっていたということも聞いていますから、天理市でやるのだと。どうして先行して決まっているのですか。これはあってはならないことではないのですかね。それはいかがですか。

○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） あくまでも候補地は当初4カ所で、県の中で詰めていました。それで、天理市杣之内がいろいろな面から非常に有力で魅力あるというのは確かに内部でも議論していましたので、最終的にその辺の方向でご意見を、その土地で今後どのような運営をしたらいいかということで、委員に12月にご質問、ご意見をいただいたということです。

○川田委員 いや、聞いている趣旨が違いまして、決定されたのは12月なのでしょう、最初、答弁されましたね。だけれど、それのもっとはるか前に、(仮称)奈良県国際芸術家村を天理市でもうやるのだと。内容云々の審議をしているのではなくて手続上のことを言っているのですが、どうして先にそれが公の場で語られているのですか。おかしいではないですか。入札でも、あなたの会社だけが、先にもう決まりますよということがあるのですか。例えばごみ収集の何かの入札が出ていたと。入札が発表される前に、もう既に車を買っていたらおかしいではないですか。なぜこういうことが先に公になっているわけですかね。それでは、附属機関は何のためにあるわけですか。何のために諮っているわけですか。形だけは附属機関で決められました、公正な手続で決めたのですよと、こういうふうになってくるではないですか。不正をやっているという意味で言っているのではないですよ、それは誤解しないでいただきたいのですが。なぜそういったことが先に決まっているのですかね。要望団体が来たら、いい口きいて先にそこで言うのですか。途中、選挙でもあれば大変なことですよ。その点、いかがですか。

○山本地域振興部次長(企画管理室長事務取扱) 何度も申し上げますが、4候補地の中でどこが一番適地かということを奈良県の中でも議論しています。その中で、もし天理市柚之内になった場合に、天理市や地元にはどういう協力をしていただけますかと問い合わせたというのは確かにした覚えがあります。ただ、それがもう決まったというようなことは申し上げてはいないと。

○川田委員 これは会派と相談しますけれど、そのときにそういった発言がされていたという証拠を示せばいいのですね。公の場で発表されていますよ。今の答弁とはかみ合わない。市町村も行政ですから、いろいろな要望もされるでしょう。だから市町村が悪い、どうのこうのではなくて、決定過程のプロセス、これは公正、公平にやっていただくのが普通ではないのですかね。だから何のために附属機関を設けているのかね。地方自治法に附属機関の項目もありますよね。私も奈良県のこと、まだ来て1年もたっていないのでよくわからないのですが、その決定プロセスについて、非常に首をかしげるところが多いと。

私も、国の方も、よその地方公共団体の方も、行政の方もおつき合いがありますけれど、いろいろ話したりしますが、今どこでもコンプライアンスというところにもものすごく神経を使って真面目にやっておられますよ。国はもう本当に厳しいですよ、今。地域においてきたら、どうしてまだ何も決まっていないのに、もうここですのだということが発表されているといったことがあり得るのかという素朴な疑問なのですけれど。

だから附属機関をたくさん設けて、今回も条例いくつか出ていますよね。これはただ民主的にそのようにして決めましたというルールの過程だけをつくるのではなくて、本当に公正、公平にやってください。余りそこには行政は関与したらだめですよ。何か意見を求められて意見するというのは、規則等々でそういった意見を求められたときには出席を要請できる項目がたしかあったはずですよ。全部の要綱を読んでいるわけではないので一概には言えませんが。だから、そのときには出席に応じて協力すればいいわけであって、だけれど、行政主導で、これはこうしたいからこっちの方向でというのはあってはならないことなので、そんなことをやっているとは思っていませんが、だから、その点は透明性を持ってやっていただきたいと思います。今後、議事録等々も、全部県民が確認できるような形で見える化を推進していただきたいと思うのですが、その点いかがですか。

○山本地域振興部次長（企画管理室長事務取扱） もちろん行政課題なりの決定プロセスについては明白、公正に処理したいと考えています。議事録の公開についても、もちろんやっています。今後とも継続して実施していきたいと思っています。

○川田委員 わかりました。この件は会派で相談させてもらいたいと思います。

それと、もう1点ですが、奈良県税の条例。前回は総務警察委員会でご意見させていただいたのですが、制限税率の超える0.8%、3.2%が標準課税で、0.8%を上げて資本金1億円以上または法人税額1,000万円以上の方から、これを5年間また継続すると。そして奈良県税制調査会からもそういった答申をいただいたので、これを継続するというのが本日も含めた説明であったと思うのですが、私の理解不足かもしれないのですが、1点教えていただきたいところがございます、これは目的税ではなく、普通税だとおっしゃっていますけれど、これはでも用途を決めているではないですか。普通税は用途を決められるのですか。

○北條税務課長 まず、普通税か目的税かの区別ですが、地方税法上で決められていますが、今、川田委員がおっしゃられています法人県民税の特例制度ですが、法人県民税については、地方税では普通税という位置づけになっています。普通税ですので行政側が自由に使えるわけですが、行政側が自主的な判断として、この0.8%、超過課税にする分についてはこれに充てますということで、自主的に言っているだけです。普通税であるのに目的を制限することができるのかというのは、あくまでも行政側が自主的にこれに充てたいということを表示しているだけだと考えています。

○川田委員 意味がわからないのですが、奈良県社会福祉施設等整備基金条例、立法され

ていますよね。ここに法人税割の額の合計額から当該法人税割の課税標準となった法人税額の合計額に100分の3.2を乗じて計算した額を控除した額に相当する額と書いているのではないですか。だから、何も表明しているわけではなくて、立法として置かれているわけでしょう、制度として。目的を決めているのではないですか。基金の処分をする条件として、社会福祉施設等の整備等に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分することができるという条件も明確に提示されていますよね。

私が聞いているのは、税に対して、結局、1億円以上の方、または1,000万円以上の法人県民税をお支払いの方にはこの部分を負担してもらっているということになってくるわけですよね。その点はどう解釈したらいいのですか。

○北條税務課長 先ほども申し上げましたように、法人県民税自体は普通税ですので目的が定まっていますが、奈良県として超過課税をするにあたりまして、どういう理由かというのを明確にした上でやっていますので、基金条例の中で福祉施設などということで、奈良県では表に出して明らかにしているということです。

○川田委員 いや、基金条例はたくさんあるのでわかるのですが、これは明確に書かれていますよね、法人県民税の上部の分と言わせてもらいますが。この間の野村総務部長の説明があったときの議事録を確認してきましたが、その分をご負担でお願いするのだと。それで奈良県はこの目的を何十年間やってきたので継続してほしいと。奈良県税制調査会からそういった答申もあったので、それを尊重して奈良県はこれを今回も提案するのだという説明であったと思うのです。だから、その目的によってこれの継続をお願いするのだということを答弁されているわけですよ。議事録に載っているわけですよ。だけれど、解釈としては地方県民税だからこれは普通税になるのだ、だけれど特定を決めているのは自分たちで勝手に決めているのだという説明とは論理的には合わないでしょう。どうですか。

○北條税務課長 先ほど申し上げましたが、目的税であるか普通税であるかというのは地方税法上の概念の中で決まっていますので、法人県民税については普通税であると言わせていただきました。ただ、実際の用途については奈良県で福祉施設、医療施設等に限定して使わせていただくことは言っています。その超過課税の分にははっきりした目的を持ってやっているということですので。一般税か普通税か目的税かということでお尋ねになれば、それは普通税ですとなるのですが、目的を持ってやっていることに関しては間違いございません。

○川田委員 地方自治法の中に掲げられている収入の中で、本当に受益者負担のものであれば手数料や負担金という形ですよね。だけれど、それは一概に言えないというところの枠がだんだん広がって行って、例えば今回、福祉施設や医療施設の整備に関する、これは別に企業だけが受益を受けている問題ではないではないですか。それに特定されてこの税金の0.8%を取られるのは、私たちの感覚としてはおかしいと思っているのですよ。これは私の意見ですが。なぜそういったことを言うのかというと、議会というのがイギリスで世界で初めて設置されたときの目的は、国民が税負担に対して、王が勝手に税をどんどん自由に決めることはけしからんということで議会を設置したのです。だから、この税の議論というのは、議会の中で一番大事な部分なのです。だからこういった話をしていくわけで。だけれど、法律上でこういう名目、言葉が書かれているというけれど、租税理論として中身に入っていけば、この税というのは、この間少し聞きましたが、企業の方たちが、そういった施設を利用して環境整備、よくなるのだというようなことをおっしゃっていたと思うのですが、そのようなものは普通に住んでいても、保険証を持って病院へ行けば、そういった受益は受けられるではないですか。だから、明確になっていないでしょう。本来、本当に彼らに多少なりとも受益があるものであればわかりますよ。普通、従業員の方が家に帰って一個人として住んでいても、病院に行けるではないですか。なぜ企業にいてなければいけないのですか。国民健康保険もありますよ、昭和36年以降。介護保険制度ができて、全部今その辺整備されているではないですか。そのあたりはいかがですか。重要なところなのでご答弁をいただきたいです。

○北條税務課長 まず、標準税率よりも多くとれる根拠ですが、地方税法第1条で、地方団体が課税する場合に、通常によるべき税率で、その財政上、その他の必要があると認めるときにはこれによることを要しないとなっており、必要があれば地方税法で定めている標準税率よりも多く取れるということがございますので、奈良県としてどのような必要があるのかを明確にするために福祉施設や医療施設に使わせていただきたいと目的を明確にしているところです。ですから、川田委員が税に関しては非常に重要だということですので、奈良県として、標準税率よりも多く取るということの目的を明確にしているところです。

そして、法人に直接関係のない、メリットがないような施策ではないのかということに関しては、先ほど申し上げましたが、法人県民税についてはもともと普通税であり、目的が定まっていません。法人から取るからといって法人に必ず利益を返すという税金ではご

ざいませんで、いろいろなことに使えるということです。いろいろなことに使いますので、必ずしも法人にメリットがない施策について法人県民税の税収を使ってはいけないということではないと思っています。

○川田委員 ということは、法人に何のメリットもないのに、一般の県民レベルで、生活にプラスアルファのメリットがないのに、法律上でこのように書いているから、税金を取るのだというように今の答弁だと聞こえるので、それでよろしいのですね。

○北條税務課長 法人県民税は地方税法上、普通税で目的を定められていませんので、その用途については基本的には行政機関側が決めるべきで、自由に決められるものであることを答弁させていただきました。それ以上でも以下でもございません。

○川田委員 いや、聞いてる意味がかみ合っていないのですが、これは法人に3億数千万円をご負担いただいているわけではないですか。奈良県にとってはありがたいことですが、今の北條税務課長の答弁だと、直接的にメリットがないわけでしょう。もう一度言いますが、一般県民レベルでいる条件にプラスアルファを特化されたメリットが、企業には別がないわけでしょう。だけれど、当然法律に違反していたら税徴収ができないわけですから、法律には違反していないと仮定しても、問題はその取っている姿勢ではないですか。

今回、奈良県税制調査会の議事録も出していただきました。今後の審議もあるので、委員の名前や誰がどのようなことを言ったというのは言いませんが、内容だけ簡単に言っておきたいのですが、例えばある一部の委員から、奈良県の法人にとってどのような受益をもたらしているのかということを実際に考えていかなければならないという意見が出ていますし、用途に関しても、これも古いシステムであると。

社会保障と税の一体改革で社会保障の負担はまさに今、消費税を値上げしているので、税率を上げていますよね、今度10%に内閣総理大臣が踏み切られるかどうかは別としても、一応、今の予定では上がると言われてますよね。それは社会保障に対して全て使っていくのだという答弁も過去にありましたから、そのようにみなとっているわけですからね。だって、これ二重取りになってくるわけですよ。こちらでは消費税もその社会保障料を取られていく。これは子育て三法の法律もできてきている、子どものことにも使っている、あと障害者にも使っていく。いろいろな施設関連も出てくるでしょう。だけれど、これはまた別に負担しなければならないということをこの委員はおっしゃっているのですね。これは消費税ということで国民に求めているのだということですね。

それで、今回、議案が提案されて、私が今回残念だと思うのが、奈良県税制調査会が、全国的にも有名な委員がこういったことを言ってこられた、だから我々はそれを尊重するのだと言っているけれど、議事録を読んだら、中身全然違うのですよ。最終的には、まあまあ、継続したらいいと。この中でもわからないのが、ひとつ教えていただきたいのですが、ある委員が用途について、40年前にできた保障を目的にしたものなので、もうおかしいだろうと。だから、用途を途中で変えて使っていいのかと。今はもう、会社の教育に使ったり、女性進出に何か役に立つことに使ったらどうだという意見も奈良県税制調査会の中に出ていますよね。ところが、そういったものを、今回はもう期限切れになっているから、急に財源がなくなるのも大変だろうと。だから、続けていくとしても、途中で変更できるのかとお聞かれになっているわけですよ。これに対して、可能だと思いますと北條税務課長が答えられているのです。これどこが可能なのですか。用途は条例で決めているのでしょ、奈良県社会福祉施設等整備基金条例で。議会の議決がなかったらできないのではないですか。どうなのですか。

○北條税務課長 今、川田委員がお述べになられたように、あくまでも条例で決めていますので、条例を改正することで可能だと、制度的に可能だと言ったわけで、自由に用途を変えられるという意味合いではございません。

○川田委員 制度的にって、そのような言い方はないのではないですか。それだと、何でも言えるではないですか。日本が軍隊を世界中に派遣する、その言葉だけをとれば、みな大騒ぎになりますよ。いやいや、私は憲法改正の手続をとれば、制度的に言ったまでだと。そういう言い方は多分ないと思います。普通、説明するのであれば、条例で今用途は決めているから、これの改正案を議会に提示して、可決いただいた場合には可能であるというのが正式な説明ではないのですか。それをここで可能だと思いますと一言言い切っているではないですか。それで、どういう受け取り方をされたのか知りませんが、その後で税率の見直しをする考え方もあるとか、いろいろなほかの意見も挟んだ中で、最後には、2年ぐらいしたら変更しようと、それまでに議論しようということで、その旨で答申をつくっていきたいと思いますということで最後、終わっているわけです。それで今回の答申が出てきた。今回の答申の中にも変更するような旨書かれていますよね。だけれど、何が残念かという、総務警察委員会でこちらから聞かなければ、そういったことの説明も全然ないわけではないですか。課税権に対して、それはもう全て明らかに、どういう意見があったのか、どういう議論があったのか、結論の一部だけをとってなんて。私も地方議会、長

くやっていますが、そのような説明は聞いたことがない。人からお金を徴収するのだから、普通はもっと丁寧な説明をしますよ。これは、議会発祥のもととなった原因でしょう。

だけれど、ここまでの意見が奈良県税制調査会の中でもいろいろやられている中で、本来であればそういったことも全部説明した上で、それで2年後、変えるのであれば、実は2年後に条例の改正もしたいのだと、その提案もお願いする予定なのだ、それであれば、2年で出したらいいではないですか。何で5年間も出すのですか。そういう理論になってくるのではないですかね、いかがですか。

○北條税務課長 奈良県税制調査会での答申の内容は、用途についてそのままがいいのかどうかは、5年間の間であっても途中で見直しをしましょうということだけであって、見直しをした結果、そのまま継続するということもありますし、今、川田委員がお述べになられたように、場合によれば条例改正をして変えていくこともあり得るということであって、あくまでも条例改正を予定しているということではありません。

それで、課税については非常に重要なことなので、税制調査会をやり、税制調査会の内容についても公表して行って、多くの人に聞いていただいているというところです。

○川田委員 理屈を聞いていても切りがないので、だったら、いろいろなとり方ができない言葉で、きちんと説明してください。条例改正を予定しているものではないと言うけれど、答申作成に至って、ここで変更が可能だというままずっと来ているわけでしょう。どうせ言っても、そういう言い方をしたのではないなどと、自分の思いを言われてもわからないので、それならきちんとした言葉できちんとした説明をいただければ、それでいいではないですか。そしたらこの内容も変わっていたかもしれないではないですか。途中で条例を変えないといけないのであれば、2年ぐらいで変えようということですね。議事録の中では書いているわけですからね。そういう意見になっているのであれば、5年出されるのも2年出されるのも、判断するのは最終議会なので、やはり正確な説明責任ということをやっていただきたいのです。地方自治法第121条に、議長から出席を求められた場合には、答弁または説明のために出席するのですよ。本来、委員会はそのまま準用していますので、法の根拠があるのです。それは議事録に載って、議事録というのは全部公文書です。この辺を意識して今後、答弁もやっていただかないといけないと思います。

税の関係で、この間も言っていましたけれど、マクロ経済のことでまたお考えいただけないですかということで、野村総務部長、それはもう研究していただいたのですか。

○野村総務部長 前回、答申案の説明をさせていただいたときに、川田委員のお考えは一

つのお考えなのかもしれませんが、この超過課税は日本全国、ほぼ全部の県で実際にやられています。このことについて、法人税率の見直しは国で議論があるから、マクロ経済の観点で川田委員は言われたのではないかと思います。マクロで法人税率引き下げの議論がある中で、この税率をそのままにしておいていいのかというお尋ねだったと受けとめています。そのことについては、私どもとして、地域の経済活動の中で法人が受けている受益について、超過課税という形で長年ご負担いただいているものについて、今のマクロ経済での議論が直結して見直しを必要だとは考えていないところであって、奈良県税制調査会でもそういう議論は特にありませんでしたので、継続させていただきたいという答申をいただいたので、それを踏まえた上で、今回、2月定例県議会になりましたが、継続の議案を出させていただいたということでございます。

○川田委員 この間は採決に間近でもなかったし、時間もあつたので、こういった意見もあるという意見を申している。課税に対して、議員が議会の場で意見も言っているわけで、本来、調べましたが全く効果はないですという返事ならわかります、マクロ経済的なものは一切関係ないですよ。そういうのならいいけれど、頭から奈良県税制調査会が言っているから、我々はそうなのだ、それはあなたの意見は意見としてあるだろうと。課税権に対して、どんな意見を言っても、もう税制調査会が決めて、それを尊重してやるのだというなら議会不要論ではないですか。

税も含めて、いろいろな考え方があります、議会というのは、皆さんおっしゃっているではないですか、いつも県民の意見を聞きながらと言っているのだから、県民の意見を聞いてくださいよ。全部が実行できるとは思っていないんですが、全く頭からそのような意見は関係ないと。だから、マクロ経済的なものをまた考えてくださいとお願いしていただけないですか。1回調べていただいたらいいのではないですか。今マイナス金利にもなってきた、こういった状況になってきているわけではないですか。それで法人税をまた上げる、継続と言うけれど、実際0.8%多く取るわけですから、検討された中で結論が出てくるのであればわかるけれど、頭から関係ないというような態度をとられるのであれば、私は香芝市から来ていますけれど、香芝市民も怒ると思うし、私たちがいろいろなタウンミーティングをやった中で、皆さんのご意見を聞きながら、きょうに挑んでいるのです。だから野村総務部長、真摯に検討すべきは検討して、結論はどちらになるかは別としてもね。それでは、何の意見を言っても、全く無駄ですからね。その点いかがですか。

○野村総務部長 川田委員のマクロ経済での前回のお話を、法人の国際的競争力を確保す

る観点から国で法人税率引き下げの議論が行われているが、地方団体で法人税率の超過課税を維持するのは、そのまま維持でいいのかというご指摘だったのではないかと受けとめました。

これについては、まず奈良県税制調査会の議論の中でそのような議論はありませんでしたが、全国レベルの先生方に入っただけで、中には政府税制調査会の委員もお務めになっている方にも入っただけで、マクロ経済における国際競争力の確保という観点では、法人税がある中で、恐らく国の法人税の比率が法人の負担の大多数を担っているわけで、その税率をどうするのか、30%以下に下げただけのなんだのという議論があったかと思えます。それは国で議論いただいていることだと思えますが、その際に、地方団体の側で、これは静岡県以外の46都道府県で、こういう超過課税を実際取っていますが、この税率をほかの県においても、川田委員の言うとおられるような考え方で、企業の国際競争力を維持するために日本においては地方も今まで超過課税というのは長年やってきたけれども、各都道府県で税率を引き下げよう、超過分は廃止しようといった動きは、今のところ聞いていないわけで、今のこの置かれた状況や法人税と、県での法人県民税の役割その他を考えますと、奈良県として、奈良県税制調査会からも特段のご意見がありませんでしたが、法人の超過課税について廃止や引き下げなどを見直すようなことは必要ないのではないかと考えています。それは答申の継続を受けての対応です。

○川田委員 奈良県税制調査会の議事録の中でも、もうやめたらどうだという声もあるのではないですか。読まれているでしょう。たしかその場に野村総務部長も出ていらっしやったのですよね。だから、そういう意見も書いているのではないですか。私はそこにいなかったもので、この議事録を読んで、それしか言えないのですが。

今回、私が言っているのが、この0.8%を下げたから企業競争力が極端に上がるようなばかな話をしているのではなくて、そのようなことにならないのはわかっているのではないですか。0.8%下げたからといって、それだけで競争力が一気に伸びる、そのようなものであればもっと日本はよくなっていますよ。なぜ日本銀行がマイナス金利までやるのですかね。だから、少し解釈が極端にとり過ぎであって、私が言っているのは、今、奈良県は現金給与総額も47都道府県で一番悪いわけでしょう。平成17年度の10年統計をとれば、奈良県が一番下がっているわけではないですか。今、13%か14%ぐらい10年前に比べて現金給与総額が下がっている。その原因はパートがふえたのか、いろいろな要因があると思えます。そこまでは国から出ているデータではわからないので調べようが

ないのですが、だけれど、下がっているという事実はある。

それと、物価指数、C P Iですね。これも奈良県は全国平均規模から下ではないですか。きのうもずっと分析データをつくっていたのですが、奈良県のC P Iが上がっていません、悪いですよ。何の原因があるのだということなのです。C P I、消費者物価指数でしょう。奈良県は消費が伸びていないわけでしょう。全国平均レベルから10ポイントぐらい下ですよ。平成元年を基準値として、もう一回組み直したのですが、10ポイントぐらい下です。だからいろいろな要因あるのです。

そのような背景の中で、47都道府県の中で、よそがやっているとかやっていないは関係ないし、議事録の中でも、知事はなぜこういう会議に出席されているのかわからないのですが、自分のところだけが横並びでないと離脱も難しい、税率を変えるのも難しいと考えると答弁をされているのですが、その意味もよくわからない。これは地方議会で上がって、議会で議決して、地方自治の本旨が憲法でも決められていて、その中で決めていくのに、なぜ横並びでないと税をやめる、取るといったことができないのかということでしょう。先ほどの北條税務課長の答弁であれば、地方税法に書いているから違法ではなく、そのままやったらいいわけでしょう。だから何を言っているのか全くわからないのです。

そういった状況の中なので、よそがやっているとかやっていないというのは一切関係ない。私たちの会派も含めて言っているのは、奈良県が特化して経済が悪い中で、ここ1～2年は円安の傾向で全体的には上がっているから、奈良県も当然上がっているでしょう。だけれど、それでもまだ10ポイントぐらい下です。悪いところから上がっているから、同じに並行して上がっているから、別にこの差が詰まったわけではないので。まして奈良県の企業などは、この間財政課の担当者に、民間の資金をどれだけ起債で借りているのかという割合を出してもらったのですが、リーマンショックのときは省いて、大体70%から80%ぐらい民間で借りているのです。だけれど、それだけの民間でもマイナス金利が来たら間違いなく銀行資本は下がっていくわけです。ということは、優良の債権先がなくなる今、奈良県でも市町村に無金利で金を貸すと民業圧迫だと私は思っています。本来その金をやるのであれば、民間で借りたら。民間では優良債権ですから、優良債権の数が多くなかったら、リスクもとれないのです。ここに貸そうと思ってもやはりやめておこうとなるのが銀行でしょう。民業圧迫行為は本当はやってはいけないのですけれど。優良債権が下がっていくから、リーマンショックの結果でもそうではないですか。住宅バブルではじけた不良債権まみれになって、どれがまみれているかわからないから世界中の金融がパ

ニックに走っていったわけでしょう。

だから今、地域経済を真剣に考えていただかないといけないから、結論は別としても、そういったことを理屈でどうのこうのではなくて、数字を上げて統計的に1回分析してください。これは理屈でやり合いながら、意見を言いに来ているのではないのです。何も全て私の意見が採用してもらえとは思っていませんが、それぐらいやってくださいよ。ここまで悪くなっているわけですから。きょうはこのあたりで終わりますが、また予算審査特別委員会で続きはやりたいと思います。

○田尻委員 奈良大立山まつりについて質問します。

今、福井観光局長から奈良大立山まつりについて、総括ではないと思いますが、経過等々を含めてお示しいただきました。私も奈良市が地元ですし、できるだけ地域の経済の活性化や雇用、そして多くの皆さんが喜んでいただけるイベントになるべきだと思って、私自身もいろいろな形をお願いをしてまいりました。例えば関西ウォーカーを何度もお預かりし、各種団体や地域や自治会等も含めて、皆さんにお示しし、お配りさせていただきました。しかし、その中で、一般的に、そんなのあるのしらなかった、これは一体何だということ、第1回目にしては非常に仕方ない点もありますが、やはりPRというか、認知度不足だろうと。その一つの大きな原因は、短期間であったことに問題があるのではないかと考えているのです。その中で、1つは、今回は約2億円近くの予算がかかったと。平成28年度予算の議会への要求は約半額に近い9,600万円で提示されていますが、約半減になった内訳の説明がなかったものですから、これについてお尋ねします。

それから、大立山まつりをやるときに実行委員会を設けられましたが、実行委員会についても拙速であったり、中身自体が少しかみ合わなかったとか、メンバー構成も含めて、これから平成28年度に向かって検討していくときにどのように考えておられるのか、方向性についてお伺いします。

○林観光プロモーション課長 新年度予算の内訳ですが、総額9,600万円で要求しています。内訳ですが、広告費、市町村等連携協力費が約4,200万円です。そのほか会場設営、演出、運営費として大体約5,400万円を見込んでいます。今回実施した1回目の奈良大立山まつりの反省点、改善点を踏まえて、今後また実行委員会で予算の使い道についても議論をしていきたいと考えています。

次の奈良大立山まつりはどのような展開をとということですが、田尻委員からはまだまだ認知度不足というご指摘もありましたが、今回多くの方にご来場いただいたり、あるいは

会場での聞き取り調査やSNSで発信していただいている感想を見る限り、来場された方にはおおむね好評であったと考えています。したがって、まつりの基本的な構成は、今回のものを踏襲しながら、今回の反省点、改善点を今後精査して、早期に実行委員会において開催時期等の概要を決定して、よりよい形になるように努力をしていきたいと考えています。

具体的には、先ほど福井観光局長の報告にもありましたが、シャトルバスや駐車場の環境改善、あったかもんの数量不足もありましたが、それ以外に、今ご指摘いただきましたように、広報、PRの早目早目の展開であったり、今回も市町村の伝統行催事をつのってやったのですが、これをもっと広げていったり、あるいは大立山の引き手としてご協力をいただく団体の募集も幅広く行っていきたいというところで、コンテンツ面でより一層充実してまいりたいと。やはり、今後、伝統行催事として定着、安定を図っていくためには、地域の盛り上がりや一体となって進めていただく協力が不可欠ですので、そういった点についても配慮して、今後実行委員会で具体の議論を深めてまいりたいと考えています。

○田尻委員 それでは、今回2億円であったものが1億円に下がった理由についてお伺いします。

それから、実行委員会が現在ありますが、実行委員会のメンバーは、同じメンバーでいられるのか、実行委員会のメンバー構成を少しふやすなど、いろいろな形で考えていくのか、まだそこまでは何も考えていないのか、その辺についてはどうなのでしょう。

○林観光プロモーション課長 平成27年度の2億円と大きく違う点は、大立山を制作する費用がなくなったということです。あとは今回の経験を踏まえて、より効果的、効率的に運営をしていくということで縮減を図っているところです。

実行委員会のメンバーですが、現在、観光事業者、交通関係事業者、エージェント、メディアに入っています。そこに例えば、現在、関係市町村長も入っていますが、地域の盛り上がりといったものを考えていく上で、どんな形でメンバー構成をしていくのかも含めて検討したいと思っています。

○田尻委員 予算が半額になったということは、結果的には大立山をつくらなくてもよくなったと理解すればいいと思うのですが、大きくはそれでいいのです。ということは、4基で1億円ですから、1基2,500万円ということですか、(発言する者あり) 2,000万円ね。なかなかの費用ですから、これについては、ぜひとも知恵を絞りながら成功させていかなくてはならないと思うのです。なぜそのことを申し上げるかといいますと、

実は先日、ここのメインであります東向商店街の新年会が2月に行われまして、私もご縁をいただいて呼んでいただいて、ご挨拶を申し上げました。そのときに奈良大立山まつりの話を、商店街の方や関係機関の方としました。しかし、皆さんの認識の中では、あれは平城宮跡でやった向こうの事業だなど。我々には何も、余り知らないし、わからないし、相談もないし、何にもないし、あれは平城宮跡でやられたし、近鉄西大寺駅からバスが出た、JR奈良駅から出たと。それで、西向いて行きなさいよと。だから、我々は何もわからないし、何の影響もなかったということをたくさんの方がおっしゃっておられました。東向商店街や餅飯殿商店街、三条通り、小西通り商店街のいろいろな方はその辺不親切だなど。やはり一体感を持ってやらなくては、非常にその点が厳しいのだろうと強く思うわけで、この辺の中で、メンバー的に誰というのではないけれど、もう少しいろいろ考えていく便宜が要るのではないかと。先ほどおっしゃいましたが、例えば鉄道事業者やバス事業者やメディアや旅行会社が悪いとは言わないですけど、今の実行委員会のメンバーはそういう方々です。しかし、実際的に、内容的な問題や協力をいただく皆さんに協力してもらわないといけないのではないかと強く思うのです。

例えば奈良大立山まつりのポスターやチラシを、私も何枚ももらいました。商店街に置いてもらえないかと思ってお話も申し上げましたが、期間的なもの、会議にかけなくてはならないなど、その前段が何もないものですから、いきなりはやはり難しいという話がありました。それが非常に残念だと思うので、実行委員会の内容等についても、ぜひとも考えていかななくてはならないと。

雨のときの対策ももう一度考えていかななくては。雨、雪はあると思うのです。来年も同じ時期なら考えなくてはならない。内容をもう少し、例えばあったかもんぐランプリ、私もこの期間、何回も行きましたが、あったかもんぐランプリは、並んでいたら寒かったです。大変恐縮ですが、されている方はプロの方ではなく、民間の方が来られていたのかと。何かなれてないし、どうしようといって、すごく列ができたりですね、もう少し中身もしっかりと検討していかななくてはならないのかと思います。

そんな中、実は、きのうライトヨーカドーの5階のイベントホールで子育て支援をバックアップしようというNPO団体の皆さんがいろいろな催しをされました。その中で、警察にご協力をお願いして、警察本部長や交通部長もご承知であったかもわかりませんが、白バイを1台お借りしたのです。白バイ1台と隊員1人が来てくれました。そして白バイを見ましよう、一緒に写真を撮りましようイベントをやった。午前11時からでしたが、

11時前から子どもと親とで50人ぐらい並んでおられた。そこからずっと並んだままで1番の人気だったように認識もしています。ほかにもイベントがありましたが、こういうことかと。魅力があればいつの間にか来られる。イトーヨーカドーの店長も、これだけ子どもやベビーカーが来てもらったのは木下サーカス以来だと言って大変喜んでおられました。奈良大立山まつりのときにはがらがらで誰も来られないと。連動した地域の活性化というのはこういうことなのですねと。そのようなことを強く言われていたのが印象深く、私はやはりその連動を考えるべきだと思っているのです。

ある機会のときにも言いましたが、木下サーカスの駐車場がなかったとき、イトーヨーカドーの駐車場と連携して誘導した。帰り、ファーストフードやいろいろ買い物をされて、あの期間はよかったと。駐車場をなぜ貸すのだと、なくなるのではと、なくなるほど人は来ていませんという話の中で、やはり満車になったときはうれしかったという話があった。そこも考えるべきだと思っています、これは私の意見も含めて。だから広範囲の中で考えていただきたいと思います。

先の川田委員の話ですけれど、奈良県は最下位が多いと、ある民間の調査機関がおこなった調査の中で、奈良県が最下位というのはいろいろとあると思うのですけれど、初めて知ったのですが、居酒屋の件数が全国の中で奈良県が一番少ないというデータをいただきました。驚いたというか、奈良県は酒づくりでいろいろ、奈良市は清酒の普及の促進に関する条例もやっていますけれど、これはそういう意味では、活性化や観光客の皆さんの影響も非常に多いのかと。泊まっていただくことも必要だし、そのようなことを含めて、非常に強く思っています。

奈良県議会のご推挙をいただいて、川田委員と一緒に関西広域連合に行かせていただいています。3月5日に関西広域連合議会の定例会があり、そこで初めて質問をしますが、かなり速いスピードで進んでいますので、東京オリンピックの件、リニア中央新幹線の件について質問をしようと思っていますが、その辺について奈良県との関係、あるいは過去の関西広域連合の議事録を読むと、リニア中央新幹線は京都へ来るべきだという質問がございました。残念ながら、奈良県が関西広域連合に参加をしていないので、奈良県の意見が聞きたいのだけれど残念ですという質問がありました。まさしくそうかなと思っていますが、それに反論をしなくてはならないとは思っていますが、奈良県のひとり勝ちという意味ではなくて、やはり全体でしっかりと捉えなくてはならないと思っています。

ですから、今の奈良大立山まつりにしても、広くいろいろな角度でぜひとも実行委員会

や検討委員会を含めて、ある意味では募集をしてもいいのかと思ったりもしていますが、その辺を福井観光局長、今現在で結構ですが、どうお考えですか。

○福井観光局長 田尻委員からいろいろなアドバイスをいただきました。本当にありがとうございます。

実は今は定着してきていますが、ムジークフェストならも、ほぼ5年目を迎えますが、やはり初年度は北だけで取り組んで中南和には全然影響がないというようなご指摘もいただきました。また、民間などもなかなか参画せず、行政主導でやっているのではないかというご意見もいただきました。本当に地元と連携しながら、地元に着した祭りとなっていくためには田尻委員がおっしゃったように、各団体、そして実行委員会にしても、いろいろ幅広く市町村、近隣の民間の方々、そういった声をもう少し聞いて中身を固めていくというやり方が必要ではないかと思っています。

先日終わりましたなら瑠璃絵は、今は民間が中心となった実行委員会の形で進んでいますし、なら燈花会もそういった形で進んでいます。やはりいつまでも現在の委員会のメンバー構成がいいというわけではないと思いますので、これも来年の進めていく中でどのような、例えば部会をつくったりして地元の意見を参考にさせていただくやり方もあるでしょうし、また地元との協賛関係でいろいろな、今年協力を求めることができなかった仕組みというのも今後の議論の中で構築できたらと思っています。

いずれにしても、今年初めてスタートした取り組みですので、冒頭申し上げましたように、いろいろな課題が山積しています。そういったものを十分押さえた上で議論していくことが今後、奈良県に着した祭りとして長年継続されることになるのではないかと思いますので、そういったものも十分踏まえた上で、平成28年度以降の展開につなげたいと思います。食事の面についても、もう少し、来ていただく方に心からのおもてなしができるような体制も再度検討できればと思っています。

○田尻委員 今、非常に前向きな答弁をいただきました。ぜひそういう形でお願いしていただきたいし、私が平成3年に初めて奈良県議会へ来させていただいた当時は、近鉄ありき、奈良県ありき、JRとのそういうセクション、あるいは話し合いをする機会がなかったことがありました。それで議会等々で何度も知事等々を含めて、そういうことも申し上げてきた経緯もありますが、商店街の皆さんとも是非、その地域でいろいろないい意味で協力をいただくという形で、一歩踏み出していただかななくてはならないと。

近鉄奈良駅前行基広場に屋根ができたときに、私は商店街の皆さんのご意向も受けて奈

良県と交渉しましたが、いろいろと譲歩していただきましたが、なぜ東向商店街と3メートルや5メートルの間があいているのですかと。その間、傘を差さないといけませんと。一体となっていくのが普通と違いますかとおっしゃって、そこから交渉をやりご配慮はいただきましたが、もう少しびったりとした関係を持っていただかなくてはつらいなど正直言ってそう思います。だから、屋根がオープンしたときの奈良県のセレモニーの日と、各商店街の皆さんが集まってもらったセレモニーの日が違ったでしょう。普通は一緒にやるべきでしょう。そういう格差は考えていただかなくてはならないと思っています。

土曜日に京都駅ビル大階段駆け上がり大会へご案内をいただいて、行ってきました。テレビが入って、366名の選手が走っておられました、主催はJR西労組、労働組合が第1回目の京都の駅の観光客誘致のためにやって、今19回目ですとおっしゃっておられました。こんなこともされるのだなと強く思って、最初から終わりまでしっかり見せていただきましたが、いろいろな団体を巻き込みながらやっていただく観光行政もしっかりと進めていくようお願いをして質問を終わります。

○山村副委員長 簡単に2点だけ伺います。

1点は、先ほど西川委員からありました御所市の丸山土木産業の廃棄物最終処分場の火災の件ですが、地元の方から要請がありまして、私も現地を見に行っていました。そこで、御所消防署長からもお話をお伺いしました。現場はかなり危険な場所だということがよくわかったのですが、この管理をされているのはもちろん廃棄物対策課だと思うのですが、本来、火災があってはならないというか、起こり得ない安定型の処分場であると思うのですが、そういうところで2回も続けてこのような大規模な火災が発生しているということで、大変甚大なことだと思いました。

近隣の方々の不安というのはすごく大きいということもお聞きしました。特に燃えた廃プラスチックは有害な塩素系の石油化学物質ですから、燃えますと大気中にさまざまな物質が拡散し、有毒ガスを含むような煙もたくさん出るということで、そういう点では非常に心配をされていました。民家から離れていますので、直接類焼ということにはならないかもしれないのですが、そういう点での危険性もすごく感じさせられる場所でした。しかも管理が全くずさんといいますか、非常に高いところまで廃棄物を積み上げてあり、一番上から下の谷にごみを落とし込むというやり方で、ああいうやり方をしていたら火災が発生するというのも起こり得るのだろうと思うような、でたらめなやり方と思ったのですが、そういう中での火災ですので、先ほど消防救急課からお話がありましたように、実際、

100台から300名を超える消防団の方々が出動せざるを得なかった。また、三重県のヘリコプターで15回も放水をし消火にあたっていただいた、そういう急襲な現場での消火活動ですから、一步間違えば消防団の方も災害に巻き込まれるかもしれないような危険な作業であったということで、大変努力していただいたことは感謝しているのですが、そういう危険なところの原因説明がいまだなされていないと聞いています。

先ほど警察からの答弁でもありましたが、お答えすることがないようですが、今、調査されている進行形の事案であるので、中身についてはここではお答えできないと理解したらいいのか、それとも調べてもわからないということで答えがないということなのか、説明をきちんとしていただきたいというのが思いですが、その点だけ確認したいと思います。

○萬谷刑事部長 山村副委員長のご質問に対してですが、先ほども答弁申し上げたとおり、当該事案について、火災事案として関係者からの事情聴取、現場確認を実施したところで、ただ、警察としては、こういった事案の個別、具体的な内容については、どういう状況にあるかも含めて答弁を差し控えさせていただきたいと思います。

○山村副委員長 答弁を差し控えるということですので、答弁できる中身はあるが、ここでは言えないということですね。そういうことで、できるようになったら回答があると思えばいいということでしょうか。そのように解しておきますが、よろしいですね。きちんと対処してほしいということです。

○萬谷刑事部長 大変答弁の仕方としては難しいですが、事件や個別案件については、従来からも、こういう県議会場でありましても答弁を差し控えさせていただいているということで、よろしくご理解いただきたいと思います。

○山村副委員長 公表できる段階になれば出るということですね。わかりました。

もう1点お聞きしますのは、資料3、主な政策集もっと良くなる奈良県で、文化資源の活用というところで、これからは文化財についてはウェートを保存から活用にシフトして奈良の魅力を高めますと書いているのですが、どういう考えでこのようにやっておられるのかを簡単にいいですのでお答えください。

○竹田文化資源活用課長 今、文化財、文化資源の保存から活用ということですが、ご承知のとおり、奈良県においては、歴史的背景に彩られた豊かな文化財、歴史文化資源があります。そういったものについては、文化財に限らず、記紀・万葉をはじめとする文献資料、歴史上の人物など、幅広く捉えており、それらを多角的な観点から総合的に施策を展開することで地域の活性化と地域の誇りを醸成していきたいと考えているところです。

文化財についてですが、こちらに関しては、奈良県民の皆様が奈良県の文化財を含む歴史文化資源を理解して、そしてまた親しむ機会の充実を図りたいという思いがあります。そういった中では、当然ながら文化財の特性や保存については十分に配慮しながら、文化財の魅力を県内外の皆様にも伝えるように文化財の活用を積極的に進めていきたいという思いで、記載しているとおりで。

○山村副委員長 私が聞きした理由は、予算編成の基本方針でも書かれていましたが、文化資源については従来の保存重視から最大限の活用へ方向性を転換すると書かれていました。活用されることは非常に大切なことですし、そのことに異論があるわけではありません。おっしゃったように、奈良県民もそうですし、県外の方々にも重要な遺産というものの中身をしっかりと知っていただく、そのことについて真実を知っていただくことは非常に大事なことだと思っています。しかし、そういうことをしようと思うためには、やはり大切な文化遺産を保存するという観点が非常に重要だと思っています。

この間、私たち何度も取り上げてきましたが、世界遺産である平城宮跡の地下に眠っています木簡などは1300年も前から残っている奇跡的な遺跡だと思うのですが、そういうものを本当にしっかりと守る立場に立っているのかという点でいえば、今の国営公園事業の中で舗装やいろいろな形で埋め立てていくようなことが行われており、保存に対する姿勢に危惧を持っています。ですので、今回このように聞いたわけなのですが、奈良県の方針として、保存の重視から、最大限、方向を転換することになれば、どうも両立していくとは受け取れない面があると思うのです。そのことを大変危惧しています。そうではなくて、竹田文化資源活用課長がおっしゃるように、保存があってこそその活用だとなるのかどうか、そこのところを確認したいと思います。

○竹田文化資源活用課長 繰り返しになりますが、当然ながら活用に関しては、文化財の特性、保存に配慮しながら進めていくのを大前提で考えています。特に平成27年5月の閣議決定で文化芸術の振興に関する基本的な方針「文化芸術資源で未来をつくる」、第4次基本方針が国で示されています。特に文化財の保存及び活用という観点ですが、国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、文化財の特性や保存に配慮しつつ、文化財の魅力が国民に伝わるよう文化財の公開、活用を積極的に推進することが閣議決定されています。そういった線に乗って、今回、文化財の保存を当然意識しながら積極的な活用、そういったことによって県内外の方に文化財にもっとなれ親しんでいただく機運醸成につなげていきたいというのが思いです。

○山村副委員長 答弁はわかりました。ということでしたら、例えばここの表記はこのよ
うな書き方ではないということが求められると思いますので、その点は指摘しておきたい
と思います。

○粒谷委員長 ほかに質疑がないようでしたら、これをもって質疑を終わります。

なお、当委員会所管事項にかかわります議案が追加される場合は、当委員会を定例会中
の3月4日金曜日の本会議終了後に再度開催させていただきますので、あらかじめご了承
ください。

本日はこれをもって終わります。